

# 告示

## 埼玉県告示第三百七号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第五項各号」の下に「（設計・調査・測量の委託又は土木施設維持管理の委託において資格者名簿に登載されている者にあつては、第五号から第七号までを除く。）」を加える。

第四条第五項に次の三号を加える。

五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

六 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

七 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

第五条第四項中「第五項」の下に「（第一号から第四号までに係る部分に限る。）」を加える。

様式第一号中

			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合

を

			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合
			埼玉県 消防組合

に改める。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。